明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（総務四九）　一
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三八）　二
○道路に関する件
（関東地方整備局三八、三九）　一〇
○道路に関する件
（中部地方整備局一八～二〇）　一一
○道路に関する件
（中国地方整備局一一、一二）
○道路に関する件
（四国地方整備局一七～二三）
○道路に関する件
（九州地方整備局一三、一四）　一三
○道路に関する件
（沖縄総合事務局六、七）
〔官庁報告〕
労　働
あっせん員候補者に関する公示
（中央労働委員会）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算人変更・解散・清算人就任、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第四十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百十五号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

を

32.05GHzから33.25GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	佐賀県及び長崎県の区域を除く。
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年6月30日まで	1W以下	

に、

31.8GHzから32.8GHzまで	関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
32.05GHzから33.25GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	佐賀県及び長崎県の区域を除く。
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
39.5GHzから41GHzまで	関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
45.5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。